

標準自動車運転代行業約款（平成14年5月24日国土交通省告示第455号）

（最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（代行運転役務の提供）

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- （1） 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- （2） 代行運転自動車がないとき。
- （3） 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4） 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- （5） 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- （6） 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （7） 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- （8） 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- （9） 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- （10） 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- （11） 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （12） 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。